

介護老人保健施設こみに利用料金表【1割負担】

単位/円 (※金額は目安です)

入所月額負担概算表 (1ヵ月を30日として計算)					
	認知症専門棟	認知症棟	一般棟		
	4人室	個室	4人室	2人室	個室
要介護 1	107,130	164,250	104,790	119,790	164,250
要介護 2	109,470	166,470	107,130	122,130	166,470
要介護 3	111,540	168,360	109,200	124,200	168,360
要介護 4	113,310	170,100	110,970	125,970	170,100
要介護 5	114,960	171,840	112,620	127,620	171,840

※施設サービス費、加算①～③、共通サービス費用を含みます。加算①は、認知症専門棟利用のみ適用されます。選択に基づくサービス費用は含まれておりません。

単位/円 (※金額は目安です)

入所 (介護保険自己負担分/日)					
施設サービス費	多床室		個室		
要介護 1	895		777		
要介護 2	973		851		
要介護 3	1,042		914		
要介護 4	1,101		972		
要介護 5	1,156		1,030		
各種加算					
①認知症ケア加算	78		入所前後訪問指導加算		463
②サービス提供体制強化加算 (I)	23		退所時情報提供加算		(I) 在宅 514
③夜勤職員配置加算	25				(II) 病院 257
療養食加算 (1食につき)	7		入退所前連携加算		(I) 617
口腔衛生管理加算 (月額) (I)	93		保健施設緊急時治療管理加算		532
短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき)	(I) 265		所定疾患施設療養費 (II)		(I) 246
	(II) 206		(肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)		(II) 493
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき)	(I) 247		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		(月額) (I) 55
	(II) 124				(月額) (II) 35
初期加算 (入所後30日)	病院から入所 (I) 62		科学的介護推進体制加算		(月額) (I) 41
	病院以外から入所 (II) 31				(月額) (II) 62
安全対策体制加算 (入所時1回)	21		訪問看護指示加算		309
褥瘡マネジメント加算 (月額) (I)	3		経口維持加算		(月額) (I) 411
	(月額) (II) 14				(月額) (II) 103
	(3か月につき) (III) 11		ターミナルケア加算		(死亡日以前31日～45日) 74
	(月額) (I) 11				(死亡日以前4日～30日) 165
	(月額) (II) 16				(死亡日前日及び前々日) 935
	(月額) (III) 21				(死亡日) 1952
	(月額) (IV) 103		生産性向上推進体制加算		(月額) (I) 103
外泊時費用	372				(月額) (II) 11
認知症チームケア推進加算 (月額) (I)	154		退所時栄養情報連携加算		72
	(月額) (II) 124				(月額) (I) イ 144
協力医療機関連携加算	103		かかりつけ医連携薬剤調整加算		(月額) (I) ロ 72
新興感染症等施設療養費 (5日を限度)	247				(月額) (II) 247
高齢者施設等感染対策向上加算 (月額) (I)	10		自立支援促進加算		(月額) (III) 103
	(月額) (II) 5				(月額) 309
			※介護職員処遇改善加算 (I)		3.9%
			※介護職員等特定処遇改善加算 (I)		2.1%
			※介護職員等ベースアップ等支援加算		0.8%

※1ヶ月のご利用総単位数×掛け率×10.27 (1点単価) ×10%を処遇改善加算としてご請求させていただきます。

全ての利用者にお支払いいただく利用料 (日額)			
居住費 (個室)	1,800	食費	1,900
(2・4人室)	500	(朝食)	420
特別な室料 (個室)	800	(昼食・おやつ)	810
(2人室)	500	(夕食)	670
その他の日常生活費 (日額)			
教養娯楽費	150		
選択に基づくサービス費用			
臨時的な洗濯	1点につき 100	喫茶・売店利用料	実費
理美容代	2,000/回	行事参加費	実費
付加食	実費	健康管理費	実費
レンタルテレビ代	110/日	私物ネーム付け	110/点

※居住費・教養娯楽費・食費・理美容代は (消費税) 非課税です。

令和6年4月1日現在

※1) 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

※2) 本人の所得・収入により食事や居住費が減額される制度があります。

管轄保険者 (静岡市介護保険課等) へお問い合わせの上、該当される方は申請して下さい。

詳細につきましては、支援相談員にご相談下さい。